

会社役員が税務上注意しなければならないポイント 役員に対する経済的利益の問題

今月は、役員に対する経済的利益の問題について、お話したいと思います。役員に対する経済的利益とは、**法人が次に掲げる行為をしたことにより、実質的に役員等に対して給与を支給したと同様の経済的効果をもたらすものがあります。**従いまして、法人とその役員の取引については、その適否を確認すると同時に、きちんと書類を残しておく必要があります。

1. 役員等に対して物品その他の資産を贈与した場合（無償譲渡）
2. 役員等に対して所有資産を低い価額で譲渡した場合（低廉譲渡）
3. 役員等から高い価額で資産を買い入れた場合（高価買入）
4. 役員等に対して有する債権を放棄し、又は免除した場合
5. 役員等から債務を無償で引き受けた場合（債務の無償引受・不良債権の肩代わり）
6. 役員等に対して、その居住の用に供する土地又は家屋を無償又は低い価額で提供した場合（用役贈与）
7. 役員等に対して金銭を無償又は通常の利率よりも低い利率で貸し付けた場合（過少利率貸貸、過大利率貸借もあり）
8. 役員等に対して無償又は低い対価で6及び7に掲げるもの以外の用役を提供した場合（用役等の贈与）
9. 役員等に対して機密費、接待費、交際費、旅費等の名義で支給したもののうち、法人の業務のために使用したことが明らかでないもの（渡切交際費等）
10. 役員等のために個人的費用を負担した場合（個人的費用の付込み）
11. 役員等が社交団体の会員となるため又は会員となっているために要する社交団体の入会金、経年会費等、役員等の負担すべきものを法人が負担した場合（個人的費用の肩代わり）
12. 法人が役員等を被保険者及び保険金受取人とする生命保険契約を締結してその保険料の額の全部又は一部を負担した場合（個人が負担すべき費用の肩代わり）

役員賞与と源泉税の問題になります。

元気になれる今月のことば

アルフレット・アドラーの言葉

今月はオーストリア出身の精神科医・心理学者、アルフレット・アドラーの言葉です。

1. 人生が困難なのではない。あなたが人生を困難にしているのだ。

「現在の人生を決めているのは“運命”や“過去”のトラウマではなく、自分自身の考え方である。ということです。だからこそ、私達は、いつでも決意さえすれば、自分の人生をシンプルにすることができるのです」

2. 遺伝や育った環境は単なる「材料」ではない。

「遺伝や環境は家を建てる時の材料にすぎない。同じ材料を使ってどんな家を建てるかは、僕たちの自由なのだ。その自由があることに気づき、実行することで、人生の行方は大きく変わっていくのだ」



10月3日に宇都宮の飯塚毅記念館に行ってきました。TKC全国会の創始者で個人の居宅の前の写真です。

【編集後記】

10月はいろいろな意味で、忙しい月でした。2,3日と宇都宮で研修会があり、10日は日税連の公開研究討論会が東京でありました。7日は事務所のセミナー、所長は税理士会の書面添付の講師、TKCの7000プロジェクトの責任者、すべて、最新の情報を勉強しながら、皆様のお役にたてる事務所になるべく、行動しておりますが、10年前の私達とは確実に違ってきていますね。やはり、年齢の事実は確実に体に表れています。事務所は若い人たちの指導も行っておりますが、次に続くバイタリティのある人材を育成していきたいと思っています。よろしくお祈りいたします。

日本政策金融公庫 普通貸付金利 1.30%～
経営改善貸付 1.35%
平成26年10月10日より